

令和2年度鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金 募集要項

1 事業の趣旨

県内で新たにストレスオフにつながる活動に取り組む、住民団体、NPO、企業など多様な主体の様々な活動を支援するため、「ストレスオフ活動拡大事業補助金」の交付を希望する団体を募集します。

【対象となる活動の事業例】

- 山や海、砂丘や温泉などで運動を行う等してリラックスをはかる
- 産後のママたちが骨盤体操やエクササイズでストレス発散や、ママ友をつくる
- 介護をしている（いた）者の座談会で、悩みを共有し、孤立化しやすい自宅介護者のネットワークをつくる
- 女性の家事負担軽減を目的として、家族と一緒に参加できる片付け教室を開催する
- 父親と子どもと一緒に参加できるミニイベントを開催し、イベント中は母親がリラックスできる時間をつくる

2 募集期間及び補助対象期間

(1) 募集期間

令和2年4月1日（水）から5月8日（金）まで

(2) 補助対象事業期間

交付決定日から令和3年3月31日

補助対象経費は、補助金交付決定後、補助対象事業期間内に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。交付決定前に支出した費用や、補助対象事業期間を過ぎて支出した費用は対象外となります。また、「事業」とは、イベントや研修会を実施する場合は催事とその準備、精算業務の全体を指します。

3 補助金の概要

| 事業区分 | 対象事業 | 限度額 | 補助率 | 採択予定件数 |
|---|--|------|-----|--------|
| 以下の（1）、（2）の事業区分により、女性のリフレッシュやストレス解消を図ることを目的とした新たな事業を対象事業とします。 | | 10万円 | 1/2 | 5件程度 |
| （1）自然活用型 | 鳥取の自然、風土を活用した癒やし効果のある活動 | | | |
| （2）支えあい型 | 男性の家事・育児参画促進やネットワークづくりといった、人と人との支えあい等の活動 | | | |

※対象団体が従来から実施している事業・取組については、対象となりません。

※事業実施主体の会員のみを対象とするような事業、取組については、対象となりません。

※従業員の福利厚生に資する事業、取組については、対象となりません。

※同一の者が同様の事業を実施するために受けることができる補助の回数は、1回限りです。

4 補助金の対象経費及び対象団体の要件

(1) 補助金の対象経費

事業を実施する上で必要な経費とします。審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。

ア 対象経費の例

| 項目 | 例 |
|----------|--|
| 報償費 | 講師等の謝金等 |
| 旅費 | 講師等の旅費等 |
| 需用費 | 消耗品費 用紙・封筒・文具類等の購入費、主たる事業（料理教室の開催等）に係る食材費 |
| | 印刷製本費 参加者募集のチラシ等の作成費等 |
| 役務費 | 通信運搬費 講師や参加者募集のための郵送料等 |
| | 広告料 広告宣伝費等 |
| | 手数料 振込手数料等 |
| | 保険料 ボランティア保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料及び付帯設備費、借上自動車代、著作権使用料等 |
| 賃金 | 託児、アルバイト経費等 |

※原則として、実際に支出した経費で、領収書のあるものが対象となります。

イ 対象外経費の例

(ア) 経常的な経費（団体の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む）

(イ) 団体構成員に対する個人給付的な経費

(ウ) 食糧費

(エ) 参加者への土産品並びにイベントで行ったゲーム等の景品若しくはそれに準ずるもの

(オ) その他、交付対象経費として不適切と認められる経費

(2) 対象団体の要件

ア 県内に事業所又は活動拠点を有すること（法人格は問わない）

…NPO、ボランティア団体、住民主体の実行委員会、自治会等の地域住民組織、企業

イ 以下の項目に該当する団体ではないこと

(ア) 県の補助金、交付金等を当該事業のために受け入れている団体

(イ) 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体

(ウ) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体

(エ) 団体としての実体のないもの

(3) その他留意事項

- ・別添の「鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金交付申請書（実績報告書）提出書類チェックリスト」を確認の上、申請をお願いします。
- ・補助事業で作成するチラシ、ポスター等の印刷物には、鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金を使用した事業と分かるような記載をしてください。
- ・本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務、及びそれに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び事業総括を行い、実績報告をするよう努めてください。
- ・補助金業務完了後の検査では、補助金申請者及びその団体の構成員が経営する会社に補助対象経費を支出した場合、公平性、透明性を確保するため、領収書等の証憑書類の確認だけでなく、その支払金額が適正であったかどうか確認させていただきます。そういったことを踏まえて、申請にあたり補助対象経費の精査をお願いします。
- ・また、団体等の会計ルールが定められているかどうか、そのルールに基づき支出されているかどうかを確認します。（予定価格が作成されているか、相見積をとっているか等）
- ・補助金は原則精算払いです。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。

5 応募方法及び審査

(1) 応募に必要な書類

応募に必要な書類は、「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 応募書類の入手方法

鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）及び鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金募集要項に基づく各様式については、女性活躍推進課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、女性活躍推進課にご相談ください。

(3) 応募書類の提出方法

「2 募集期間」に記載の募集期間内に、「提出書類一覧」のとおり必要な書類を、女性活躍推進課に提出してください。書類の提出方法は、持参又は郵送とします。

募集期間最終日の提出期限は、午後5時（必着）とします。

【提出書類一覧】

| 区分 | 書類 |
|----|---|
| 共通 | 1 事業計画書（補助金交付要綱様式第1号） 2 収支予算書（補助金交付要綱様式第2号） 3 団体規約（規約がない場合、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・ |

| | |
|--|---|
| | パンフレット、年間計画等) |
| | 4 構成員名簿（主要な構成員（10名以内）の氏名及び事業において果たす役割に係るもの） |
| | 5 その他申請事業の参考となる資料 |

(4) 審査について

募集期間終了後に審査会を開催し、審査員の協議により補助団体を決定します。

なお、採択された事業案件は、公表することがあります。

ア 審査会の開催時期

令和2年5月下旬（予定）

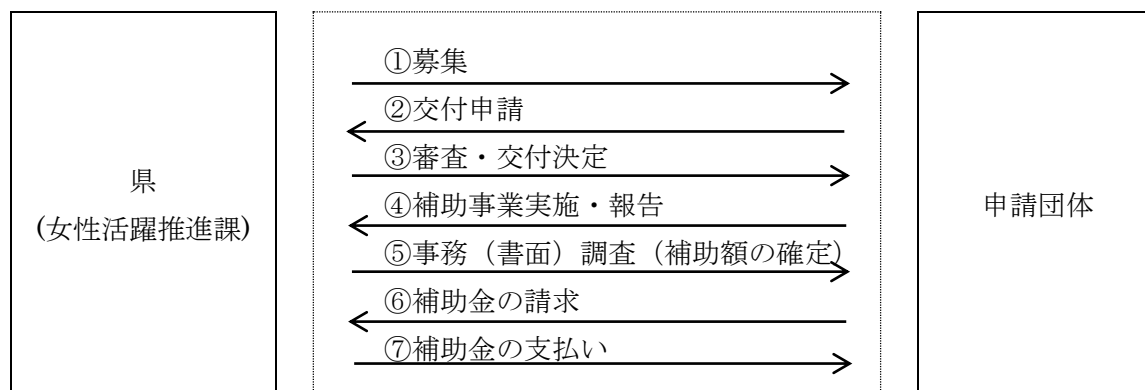
イ 実施方法

書類審査

ウ 審査基準

審査会設置要綱の別表に規定する鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査基準に基づき、審査する。

6 事業の流れ



7 問合せ先

鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

(ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo>)

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎6階）

電話 0857-26-7791 ファクシミリ 0857-26-8196

電子メール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp